

産業廃棄物処理に係る料金の支払い及び協議事項に関する覚書

年 月 日

排出事業者 _____ (以下「甲」という)、収集運搬会社 _____ (以下「乙」という)
並びに処分会社 株式会社 啓徳 _____ (以下「丙」という)、支払会社・代理会社 _____
(以下「丁」という)は甲、乙、丙、丁との間の工事名 _____
年 月 日～ 年 月 日までの産業廃棄物・運搬及び処分委託契約書(以下「原契約」という)に係る収集運搬及び
処分料金の支払方法及び協議事項に関し、次の通り合意する。

甲
(排出事業者) _____ 印

第1条 (収集運搬及び処分料金の支払委任)

- 1.甲は乙、丁に対し、丙に対する処分料金の支払いを委任し、乙、丁は甲の委任により甲に代わって丙に対する処分料金の支払いをする。
- 2.甲は処分料金の支払いを乙、丁以外のものに委任しない。又、乙、丁は甲の委任を受けた処分料金の支払いを他に再委託しない。
- 3.甲、乙、丁は甲の丙に対する処分料金の支払いについて連帯して責任を負うことを確認する。

乙
(収集運搬会社) _____ 印

第2条 (覚書の終了)

本覚書は、原契約が終了した場合には、自動的に終了する。

第3条 (本覚書による合意の解除)

甲・乙・丙・丁のいずれかが本覚書に違背したとき、他の当事者は1か月の催告期間において本覚書を解除する事ができる。
この場合、違背した当事者は本覚書の解除によって他の当事者が被った損害を補償する義務を負うものとする。
本覚書の解除は原契約の効力にはなんら影響を及ぼさず、爾後、甲・乙・丙・丁は、原契約にしたがって契約事項を履行する。

神戸市東灘区魚崎浜町24番地
丙 株式会社 啓徳
(処分会社) 代表取締役 柳 勝啓 _____ 印

第4条 (協議事項)

- 1.残土、木くず、ごみ、レンガ、タイル、ガラス、ラス製品等の混入物は一切お断りいたします。
- 2.混載してる場合は費用の高い方の料金をいただきます。
- 3.最大保管能力を超えると予想される場合は受入をお断り致します。
- 4.本覚書の各条項の解釈・適用に疑義が生じた場合又は、本覚書に定めのない事項が生じた場合には、甲・乙・丙・丁との間において誠意をもって協議し、その解決を図る。
- 5.本覚書締結の証として本書1通を作成し、甲・乙・丙・丁による記名押印の上、甲が原本を保有し、乙・丙・丁はその写しを保有する。

丁
(代理会社)
(支払会社) _____ 印